

## 2024年改定での薬歴の要点記載

日経ドラッグインフォメーション・プレニアム版(2024年8月)に「薬歴お悩み相談室」特集がありました。そのコラム欄キーワードに「今回の調剤報酬改定では薬学管理料の通則で薬歴の**要点記載が明文化された**」との記載がありました。しかし前回までの薬歴記載でも**指導内容の要点の記載**や患者からの**相談内容の要点の記載**など要点の記載は過去からも使われてきた経緯があり、また薬歴の記載に関する様々な有名な講師陣がいかに時間をかけずに簡潔な要点を薬歴記載にするかを講演していました。なぜコラム欄では要点記載が明文化されたとしているのでしょうか?今回はこの辺りのお話。

### 1) 保険薬局業務指針2022年版と2024版の比較から

2022年から従来の薬剤服薬歴管理指導料から服薬管理指導料に変更され、また調剤料の一部を分離して調剤管理料として薬学管理料の中に組み入れられました。この変更は2024年も引き継がれています。

#### ①服薬指導の基本的概念

- 薬剤の基本的な説明→薬剤師から患者への**一方向的な情報提供**
- 患者と対話をした上での服薬指導→薬剤師と患者との**双方向の情報交換**

☛ aとbの存在が服薬指導では必須であるのは従来から言われており2022年も2024年も同じで今後も続くと思われる概念と思われれます。

#### ②薬剤服用歴(薬歴)について

##### 1. 2022年版

**薬学管理料**の項目の中に薬学管理料算定上の前書き部分、A. 調剤管理料、B. 服薬管理指導料が順番に記載されており、**前書き部分**には薬学管理等は患者などのプライバシーに十分に配慮した上で実施しなければならない…という文章が4行に渡って記載されています。そして**A. 調剤管理料**の算定要件の中に**薬歴**が定義されており、その中に**服薬指導の要点記載、相談内容の要点記載**が明記されています。**B. 服薬管理指導料**の中では必要な指導内容の要件が記載されており要点を薬歴に記載する内容で、Aと一部重複した感じがあります。

##### 2. 2024年版

形式としては**薬学管理料**の項目の中に薬学管理料算定上の前書き部分、A. 調剤管理料、B. 服薬管理指導料の順で記載されており2022年と変わりません。しかし前書き部分は2022年では4行のみでしたが2024年は前回の4行を含めた35行と極端に多くなっています。

その多くを占めるのが前回調剤管理料に定義されていた薬歴に記載すべき項目です。前回不思議だったのは服薬管理指導料と直結するはずの薬歴がなぜ調剤管理料で定義されているのかでしたが今回は薬学管理料の項目の前書き部分に配置されることによってうまく二つの管理料に振り分けられた印象があります。これがコラムキーワードの明文化された部分と言えます。

さらに新規記載としては前書きの28行目からの「**指導内容を単に全て記載するのではなく…**」があります。以前より指導内容の要点記載は小項目の中で表現されていましたが全体を包み込む位置に「要点記載」を配することで薬歴というものは患者さんの全体像を把握できるものであれば簡

潔で良いと解釈できるようになりました。簡潔な表現であるほど自分も含めて他の薬剤師が理解できるというものです。しかし簡潔すぎると他の薬剤師が理解できないので、この辺りの頃合いが難しいところです。薬の知識、病気の知識、調剤技術と共に薬歴を簡潔に記載する術も研鑽と経験に裏打ちされるものかもしれません。

もう一つの新規記載としては注意書きの30行目からの「**定型文を用いて画一的に記載するのではなく…**」になります。現在では電子薬歴で記載する薬局さんがほとんどだと思っていますが電子薬歴のメリットは定型文を登録してそれを使いこなして薬歴記載時間を減らせる点にあります。一方で百人百様の患者さんを画一的に扱うことには無理が生じるのでそのデメリットを補うために担当薬剤師が判断して定型文を患者さんに合せた工夫が必要になるという一文を入れることで注意喚起をしています。画一的に扱うと個別指導などで指摘されるという話も聞きます。

■ 今回の調剤報酬改定では「物から人」へ業務移行が重要視されるあまり薬剤師業務負担が増えたのを少しでも緩和すべく薬歴記載の要点記載を**前書き部分**に持ってきたようですが、それでもどれだけ薬歴記載の緩和に役立つのか、皆さんはどう思われますか？

## 2) 薬剤服用歴(薬歴)の法的根拠とは

医師は患者さんを診察や治療した際には診療録(カルテ)にその内容を記載しています。この行為は医師法第24条に記載された義務になります。そして薬局で診療録に対応するものが調剤録になります(**薬剤師法第28条**)。調剤録の内容は**薬剤師法施行規則第16条**に記載されていますが、その6番目に「**情報の提供及び指導の内容の要点**」があります。薬歴に相当しそうな内容を調剤録に記載しなければならない訳ですが薬歴の文字はでておらず、かと言って調剤録に今の薬歴の内容を書いていないのが現状です。また**薬剤師法第25条**では「必要な**情報を提供し、及び必要な薬学的知見に基づく指導**を行わなければならない」とありますがそれらを薬歴に記載せよとは書いてありません。さらに**薬機法第2条12項**では「薬局とは薬剤師が販売又は授与の目的で調剤の業務並びに薬剤及び医薬品の適正な使用に必要な情報の提供及び薬学的知見に基づく指導の業務を行う場所」とあり薬剤師の指導業務は法的な業務となっていますが薬歴の文字は出てきません。逆にいうと指導はしても薬歴に記載はしなくても良いと解釈もできますが、一方で保険請求する際には調剤録への要点記載は必須になります。

調剤録と薬歴はどのような関連性があるのでしょうか？健康保険法関連の**保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則第8条**では「患者の療養上妥当適切に調剤並びに**薬学的管理及び指導**を行わなければならない。保険薬剤師は調剤を行う場合は患者の服薬状況及び**薬剤服用歴を確認**しなければならない(途中略)」とあります。ここで初めて薬剤服用歴(薬歴)という文字が出てきます。

実際に患者さんに情報提供や指導をする際にはその患者さんの過去の情報(記録)が必要になります。医薬分業が本格化する前は調剤録に記載された指導内容を参考にしていたのかもしれませんが、服薬指導の重要性が求められる現代においては従来の調剤録の形式では対応できなくなったと思われます。さらに調剤録は処方箋と共に保存されるので気軽に取り出すことはできず実務上指導の際に利用できない状況になっていたはずです。調剤録の内容を一カ所にまとめ服薬指導をスムーズに進めるために調剤録を補完するための薬歴が必要になってきたのではないのでしょうか？

実は今年度の**薬学管理料**の前書き部分の5行目に「**薬剤師法第28条**で規定される調剤録において情報の提供及び指導の内容の要点等の記入が義務づけられている…(中略)…**薬剤服用歴**を作成すること」との文章が追加されています。つまり薬歴は調剤録と同じという考え方にシフトしているような印象があり、いずれは薬歴と調剤録を一本化した薬剤服用管理録などになっていくような予感がします。その方が合理的だと思うのですがいかがでしょうか？

(終わり)